

# 2025年（令和7年）からの 年金・税制改正のポイント

働きながら年金を受け取る方、扶養家族をお持ちの方に影響する重要な制度変更



在職老齢年金



税制改正

2025年（令和7年）12月施行

# 2025年（令和7年）からの改正 - 背景と重要性

- ✓ **高齢者の就労促進**  
日本特有の在職老齢年金制度が働く意欲を削ぐという指摘があり、見直しが進んでいます
- ✓ **物価上昇への対応**  
物価上昇に伴い、基礎控除や給与所得控除の引き上げが行われます
- ✓ **「年収の壁」の見直し**  
扶養の「103万円の壁」が「123万円」に引き上げられ、より多くの収入を得られるよう改善されます
- ⚠ **将来の計画への影響**  
これらの変更は、将来の資産計画や働き方に大きく影響します

## 令和7年4月～

在職老齢年金の支給停止調整額が  
50万円→51万円に引き上げ

## 令和7年12月～

特定親族特別控除の創設  
(年末調整から適用)

## 令和7年12月～

基礎控除・給与所得控除の  
引き上げ開始（年末調整から適用）

## 令和8年度～

給与所得控除と公的年金等控除の  
上限設定の検討（未確定）

# 在職老齢年金制度の見直し

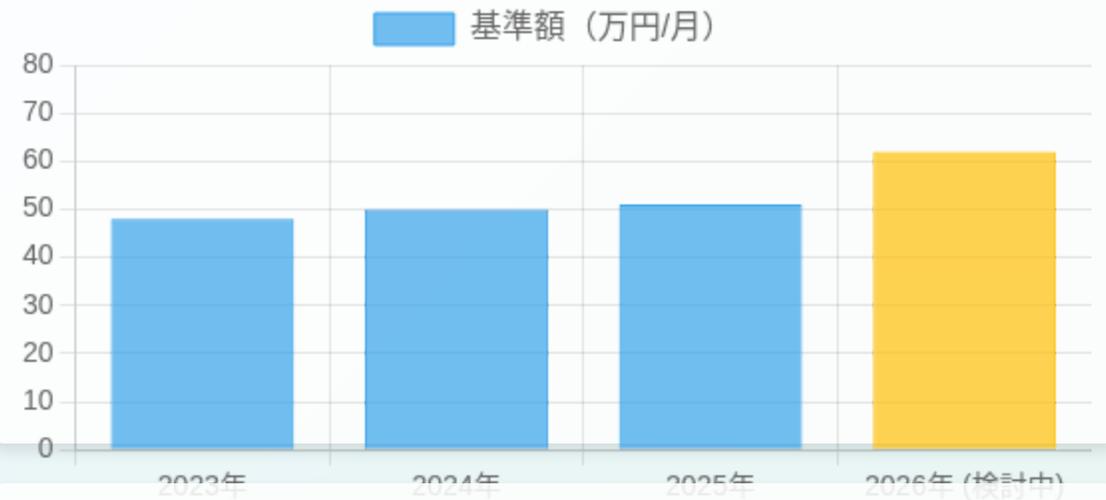
## i 制度の現状

- 1 現在、**月収+ボーナス/12+厚生年金**の合計が**月額50万円**（令和6年度）を超えると、**超えた額の半分が年金からカットされる**
- 2 令和7年度（2025年4月）からは、基準額が**月額51万円**に引き上げられる **確定**
- 3 政府与党内では、さらに**62万円**または**71万円**への引き上げ、あるいは**制度自体の廃止**も検討中 **提案中**

## ⚠ 注意点

- カットされた年金は**後から戻ってこない**
- 日本特有の制度で、他国にはほとんど見られない
- 制度変更は今後も継続的に検討される見込み

## 📈 基準額の変化



## 📊 在職老齢年金の計算例

〈例〉月収30万円+厚生年金25万円の場合

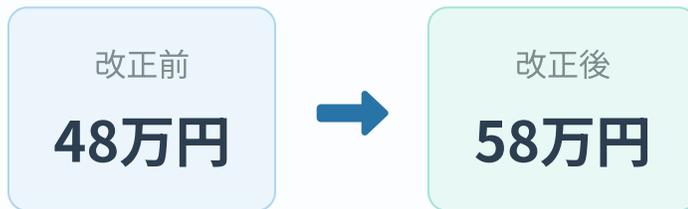
項目	令和6年 (50万円基準)	令和7年 (51万円基準)
総額	55万円	55万円
基準超過分	5万円	4万円
カット額	2.5万円	2万円
受取年金	22.5万円	23万円

※制度の見直しは、高齢者の就労を促進し、労働力不足を緩和する目的もあります

# 税制改正の3つのポイント

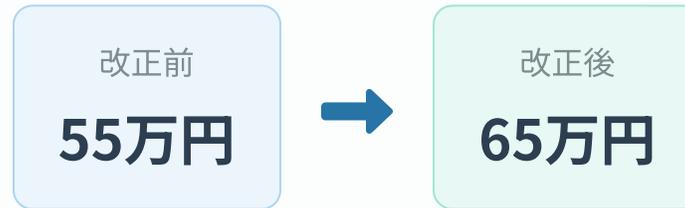
## 1 基礎控除の引き上げ

合計所得金額が2,350万円以下の方の基礎控除額が10万円引き上げられます



## 2 給与所得控除の引き上げ

給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられます



## 3 特定親族特別控除の創設

19歳～22歳の親族（主に大学生）で収入が一定範囲内の場合、新たな控除が適用されます

親族の合計所得金額	控除額
58万円超～85万円以下	63万円
85万円超～90万円以下	61万円
90万円超～123万円以下	51万円～38万円 (段階的に減額)

※令和7年12月1日以降の年末調整から適用されます

# 扶養親族の所得制限の変更： 「103万円の壁」 → 「123万円の壁」

## 📌 所得制限の引き上げについて

令和7年（2025年）からの改正により、扶養親族に入れる所得の上限が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

これにより、給与収入だけの方の場合、いわゆる「103万円の壁」が「123万円の壁」になります。

## 📌 「103万円の壁」から「123万円の壁」へ



	現行	改正後
所得金額上限	48万円	58万円
給与収入上限	103万円	123万円

## 👥 影響を受ける方々

- 配偶者を扶養に入れている方
- パート・アルバイトをしている家族がいる方
- 学生（特に大学生）のお子さんがある方

### ✔️ メリット

扶養家族がより多く稼げるようになり、世帯全体の手取り収入が増える可能性があります

### ⚠️ 注意点

社会保険の扶養範囲（130万円）とは異なる点に注意が必要です

## 💡 実際の事例

### 夫の扶養に入る妻の場合

妻の給与収入が年間120万円でも、夫の扶養控除を受けられるようになります

### 大学生の子供がアルバイトする場合

年間120万円のバイト収入でも、親の扶養控除が適用されます

### 子供の収入が123万円を超える場合

新設の「特定親族特別控除」が適用される可能性があります

# 給与所得控除と公的年金等控除の 上限設定の検討

## 📌 将来的な検討事項 未確定

- 1 給与と年金の両方を受け取っている方は、給与所得控除と公的年金等控除の2つの控除を受けられます
- 2 将来的に、この2つの控除の合計額に上限（キャップ）を設ける案が検討されています
- 3 検討中の上限額は280万円

## 🚨 重要なポイント

- これは在職老齢年金制度の見直しと連動して検討されています
- 令和8年度（2026年度）の税制改正で検討される予定です
- 年収の壁とは異なり、収入が増えても手取りが減るわけではありません

## 📊 控除額の上限イメージ



※収入が非常に高い方にのみ影響する可能性があります

## 👤 具体例

給与収入	年金収入	現在の控除合計	上限設定後
400万円	200万円	240万円	240万円 (変更なし)
800万円	300万円	330万円	280万円 (50万円減)

※この改正案は在職老齢年金制度の見直し結果を踏まえて令和8年度（2026年度）に検討される予定です

# 改正の影響とチェックポイント

## 👍 改正のメリット

- ✔️ 働くシニアは **年金カットの減少** により、年金と給与の両方でより多くの収入を得られる可能性があります
- ✔️ **基礎控除と給与所得控除** の引き上げによって、所得税負担が軽減されます
- ✔️ 扶養の「**103万円の壁**」が「**123万円の壁**」になることで、扶養家族がより多く稼いでも扶養控除を受けられます
- ✔️ 大学生のお子さんがある方は **特定親族特別控除** により、お子さんがアルバイト等でより多く収入を得ても控除が受けられます

## 📅 改正のスケジュール



## 🚩 チェックポイント

- ❗️ 年金を受け取りながら働いている方は、**在職老齢年金の基準額** が高くなることで受取額が変わる可能性があります
- ❗️ 扶養に入っている方は、**収入の調整** に関する計画を見直す必要があるかもしれません
- ❗️ 特定親族特別控除は申告書の提出が必要となりますので、**手続き忘れ** にご注意ください
- ❗️ 税制の改正は **所得税** に関するものですが、**社会保険の扶養基準（130万円）** は変更ありません

## 👤 具体的なケース

### 1 年金受給者が働いているケース

月25万円の年金に加えて、月30万円の給与がある場合  
→ **年金カット額が月2.5万円から2万円に減少**

### 2 パート収入がある家族がいるケース

年間120万円の給与収入がある配偶者がいる場合  
→ **新基準で扶養控除が受けられるようになる**

### 3 大学生の子どもがいるケース

バイト収入が年間150万円ある大学生の子どもがいる場合  
→ **特定親族特別控除により63万円の控除が受けられる**

※これらの改正の影響は個々の状況により異なりますので、詳細は税理士等の専門家にご相談ください

# 改正のまとめと私たちの生活への影響

## 在職老齢年金

令和7年4月から **基準額が51万円** に引き上げられ、年金カット額が減少します。

さらに **62万円または71万円** への引き上げ、あるいは制度自体の廃止も検討中です。

## 税制改正

- ✓ 基礎控除：**48万円→58万円**
- ✓ 給与所得控除：**55万円→65万円**
- ✓ **特定親族特別控除** の創設（最大63万円）

※令和7年12月1日以降の年末調整から適用

## 所得制限と控除上限

扶養親族の壁：**103万円→123万円** に引き上げ  
将来的に、給与所得控除と公的年金等控除の合計に **280万円** の上限を設ける案を検討

※控除上限は未確定案（令和8年度以降に検討）

## 私たちにできること

- 1 自分の状況に当てはめて、改正の影響をシミュレーション
- 2 収入調整の計画や扶養状況の見直し
- 3 特定親族特別控除の申告書提出の準備
- 4 わからないことは税理士など専門家に相談

制度改正の詳細は、国税庁・日本年金機構・厚生労働省のホームページでもご確認いただけます

ご自身の状況に合わせた対応を行うことが大切です